

令和3年三重県議会定例会

医療保健子ども福祉病院常任委員会

説明資料

	頁
【 議案補充説明 】	
1 議案第151号 三重県病院事業条例の一部を改正する条例案	1
【 所管事項説明 】	
1 「三重県病院事業 中期経営計画」の延長について	2

令和3年12月17日

病院事業庁

【議案補充説明】

1 議案第 151 号 三重県病院事業条例の一部を改正する条例案

(1) 改正理由

県立一志病院において病児・病後児保育事業を行うための施設整備に伴い、療養病床数を改定するものです。

(2) 改正内容

療養病床数を 36 床（現行 40 床）に改めます。

(3) 施行期日

公布の日

一志病院における病児・病後児保育事業の実施について

津市白山・美杉地域における在宅医療・介護の提供体制の構築に向けて津市から提案されたもので、令和 4 年度から津市の負担により実施することとなりました。

1 事業概要

- (1) 実施主体：津市
- (2) 実施場所：3 階療養病棟（休床中）の病室 1 部屋（4 人部屋）を保育室（定員 2 人）に改修して実施
- (3) 利用対象：津市内に居住する 3 歳から小学 6 年生までの子どもとすることで調整中
- (4) 職員配置：国要綱に規定する保育専門研修を受講した看護師 1 名
- (5) 開設時間：8：30～17：15（土・日、祝・休日は休業）

2 今後の予定

改修工事：令和 4 年 1 月～3 月

事業開始：令和 4 年 4 月

【所管事項説明】

1 「三重県病院事業 中期経営計画」の延長について

「三重県病院事業 中期経営計画」については、現行計画をさらに1年延長し、令和4年度についても単年度計画として策定することとします。

1 現行計画の位置づけと期間

- ・中期経営計画は、県立病院に求められる役割・機能等を十分に踏まえつつ、病院事業の経営を中期的な観点から計画的に実施していくために策定しています。
- ・現行計画は、平成27年3月に総務省が示した「新公立病院改革ガイドライン」（以下「ガイドライン」）に基づき策定を求められた「新公立病院改革プラン」としても位置づけています。
- ・現行計画の期間は当初、平成29年度から令和2年度までの4年間としていましたが、現在は1年延長し、令和3年度までとしています。

2 国の動向

- ・総務省はガイドラインを令和2年夏頃に改定し、各公立病院に対して、各地域の地域医療構想調整会議の議論等を踏まえながら、更なる改革プランの策定を要請することとしていました。
- ・しかしながら、新型コロナの影響により同会議の議論は全国的に進んでおらず、またガイドラインの改定も先送りされました。
- ・総務省において有識者による検討会（持続可能な地域医療体制を確保するための公立病院経営強化に関する検討会）が令和3年10月に新たに設置されたところであり、同検討会の中間とりまとめ（12月10日）において、令和3年度末までにガイドラインを改定することが想定されています。

3 現行計画の延長及び単年度計画の策定

- ・以上のような状況に鑑み、現行計画を更に1年延長したうえで、令和4年度についても単年度の計画を策定することとします。
- ・次期計画の策定については、今後の新型コロナの状況や国の動向を注視しながら検討していきます。

4 今後の予定

令和4年3月 常任委員会において「年度計画（案）」を説明 ⇒ 策定